

亀山市告示第56号

亀山市予防接種県外接種費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市予防接種県外接種費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市予防接種県外接種費助成金交付要綱（平成30年亀山市告示第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
区分		助成金の額 (消費税及び地方消費税を含む。)	区分		助成金の額 (消費税及び地方消費税を含む。)
ロタウイルス	乳児 5価経口弱毒生 ロタウイルスワ クチン (ロタテック)	<u>11,913円</u>	ロタウイルス	乳児 5価経口弱毒生 ロタウイルスワ クチン (ロタテック)	<u>12,496円</u>
	乳児 経口弱毒生ヒト ロタウイルスワ クチン (ロタリックス)	<u>16,940円</u>		乳児 経口弱毒生ヒト ロタウイルスワ クチン (ロタリックス)	<u>17,523円</u>
B型肝炎	乳児	<u>8,542円</u>	B型肝炎	乳児	<u>9,125円</u>
	長期疾患：幼児	<u>7,112円</u>		長期疾患：幼児	<u>7,695円</u>
	長期疾患：児童・	<u>6,287円</u>		長期疾患：児童・	<u>6,320円</u>

	生徒	
H i b感 染症	乳幼児	<u>10,824円</u>
	長期疾患：児童 (10歳未満)	<u>8,569円</u>
小児用肺 炎球菌	乳幼児	<u>14,190円</u>
	長期疾患：児童 (6歳未満)	<u>11,935円</u>
水痘	乳幼児	<u>11,220円</u>
	長期疾患：児童・ 生徒	<u>8,965円</u>
B C G	乳児	<u>11,770円</u>
	長期疾患：幼児 (4歳未満)	<u>10,340円</u>
D P T— I P V 4種混合	乳幼児	<u>13,420円</u>
	幼児	<u>11,990円</u>
	長期疾患：児童・ 生徒(15歳未 満)	<u>11,165円</u>
不活化ポ リオ	乳幼児	<u>12,265円</u>
	幼児	<u>10,835円</u>
	長期疾患：児童・ 生徒	<u>10,010円</u>
D P T 3 種混合	乳幼児	<u>7,931円</u>
	幼児	<u>6,501円</u>
	長期疾患：児童・ 生徒	<u>5,676円</u>
D T 2種 混合	乳幼児	<u>8,014円</u>
	幼児	<u>6,584円</u>
	長期疾患：児童・ 生徒	<u>5,759円</u>
MR	1期(乳幼児)	<u>13,860円</u>
	2期(幼児)	<u>12,430円</u>
	長期疾患：児童・ 生徒	<u>11,605円</u>
麻しん単 抗原	1期(乳幼児)	<u>9,350円</u>
	2期(幼児)	<u>7,920円</u>
	長期疾患：児童・ 生徒	<u>7,095円</u>
風しん単	1期(乳幼児)	<u>9,361円</u>

	生徒	
H i b感 染症	乳幼児	<u>11,407円</u>
	長期疾患：児童 (10歳未満)	<u>8,602円</u>
小児用肺 炎球菌	乳幼児	<u>14,773円</u>
	長期疾患：児童 (6歳未満)	<u>11,968円</u>
水痘	乳幼児	<u>11,803円</u>
	長期疾患：児童・ 生徒	<u>8,998円</u>
B C G	乳児	<u>12,353円</u>
	長期疾患：幼児 (4歳未満)	<u>10,923円</u>
D P T— I P V 4種混合	乳幼児	<u>14,003円</u>
	児童	<u>11,198円</u>
	長期疾患：児童・ 生徒(15歳未 満)	<u>11,143円</u>
不活化ポ リオ	乳幼児	<u>12,243円</u>
	児童	<u>9,988円</u>
	長期疾患：児童・ 生徒	<u>9,988円</u>
D P T 3 種混合	乳幼児	<u>7,909円</u>
	児童	<u>5,654円</u>
	長期疾患	<u>5,654円</u>
D T 2種 混合	乳幼児	<u>7,992円</u>
	児童	<u>5,737円</u>
	長期疾患：児童・ 生徒	<u>5,737円</u>
MR	1期(乳幼児)	<u>13,853円</u>
	2期(幼児)	<u>12,423円</u>
	長期疾患：児童・ 生徒	<u>11,598円</u>
麻しん単 抗原	1期(乳幼児)	<u>9,328円</u>
	2期(幼児)	<u>7,898円</u>
	長期疾患：児童・ 生徒	<u>7,073円</u>
風しん単	1期(乳幼児)	<u>9,339円</u>

抗原	2期（幼児）	<u>7,931円</u>	抗原	2期（幼児）	<u>7,909円</u>
	長期疾患：児童・生徒	<u>7,106円</u>		長期疾患：児童・生徒	<u>7,084円</u>
日本脳炎	幼児	<u>8,415円</u>	日本脳炎	幼児	<u>8,393円</u>
	児童・経過措置	<u>7,590円</u>		児童・経過措置	<u>7,568円</u>
	長期疾患：児童・生徒	<u>7,590円</u>		長期疾患：児童・生徒	<u>7,568円</u>
子宮頸がん予防	児童・生徒・長期疾患 (2価・4価)	<u>17,215円</u>	子宮頸がん予防	生徒	<u>17,193円</u>
	児童・生徒・長期疾患 (9価)	<u>30,140円</u>		長期疾患：生徒	<u>17,193円</u>

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。